

| 事業名 | 内容 | 利用料 | 備考 |
|-----------------------------------|--|-----------|---|
| <p>海南市障害者 基幹相談支援 センター</p> | <p>障害のある人の地域生活を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、社会福祉士や相談支援専門員などの専門職員が障害のある人やその家族、支援者からの相談に応じます。 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 (市が上記法人に委託) 073-488-6305</p> | <p>無料</p> | <p>開設時間： 平日8時30分～17時15分</p> <p>業務内容： ①休日・夜間など緊急時の相談、対応 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行・地域定着のコーディネート ④虐待防止や権利擁護事業 ⑤障害者地域自立支援協議会の運営など</p> |
| <p>相談支援事業</p> | <p>障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 療育センターAOI 073-483-0454 障害児者相談支援事業所らん 073-488-6314 野上厚生相談支援事業所 073-489-2908 海南市社会福祉課 073-483-8602</p> | <p>無料</p> | <p>相談される方は、それぞれの事業所にまずはお電話ください。また、定期的に公共施設（海南保健福祉センター・下津保健福祉センター）で巡回相談を実施しています。 巡回相談 第2水曜日（原則） 療育センターAOI 障害児者相談支援事業所らん 第4水曜日（原則） 野上厚生相談支援事業所 障害児者相談支援事業所らん ※日程等は市報等に掲載。 相談は予約制です。</p> |
| <p>身体障害者の 手帳の交付</p> | <p>身体機能に障害のある方が申請をし、身体障害者手帳の交付を受ける事により、障害の種別や等級に応じて様々なサービスを利用していただけます。</p> | | <p>介護保険サービスの利用が可能な方は、介護保険サービスが優先されます。</p> |
| <p>精神障害者の 手帳の交付</p> | <p>精神障害にかかる初診日から6カ月以上経過した方が申請をし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける事により様々なサービスを受けられるようになります。</p> | | <p>介護保険サービスの利用が可能な方は、介護保険サービスが優先されます。</p> |
| <p>海南市福祉タクシー事業</p> | <p>年度単位での助成となり、1年で8,000円を上限にタクシー運賃が助成されます。</p> | | <p>(対象者) 次の障害に該当する方 1. 身体障害者手帳 1級、2級（視覚障害、下肢障害又は体幹機能障害にあっては1級から3級まで） 2. 療育手帳 A1、A2 3. 精神障害者保健福祉手帳 1級</p> |
| <p>特別障害者手当</p> | <p>国民年金法における1級程度の障害が重複するなどの著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給される手当です。 (施設入所・長期入院は非該当。所得制限があります)</p> | | <p>(対象者) 在宅で著しく重度の障害がある方 (常時介護を必要とする方) (支給金額等) 月額28,840円（R6年度） 支給月2・5・8・11月の4回に分けて3か月分ずつ支給されます。</p> |